

学校法人会計基準の在り方に関する検討会

報告書

令和6年1月31日

学校法人会計基準の在り方に関する検討会

目 次

第1	はじめに	1
1.	現行の学校法人会計基準の趣旨	1
2.	私立学校法に基づく学校法人会計基準の必要性	1
第2	学校法人等の財務報告に関する基本的な考え方	3
1.	制度の設計理念・組織目的	3
2.	制度創設時からの環境の変化	3
3.	私立学校法改正に伴う会計基準の位置づけの変化	4
4.	改正私立学校法が想定するステークホルダー	6
5.	財務報告の目的・機能	7
第3	新学校法人会計基準の内容等	9
1.	計算書類・附属明細書の体系について（参考資料1）	9
2.	附属明細書の内容について	13
3.	注記事項の充実について（参考資料2 様式5）	17
4.	財産目録について（参考資料2 様式9）	28
5.	会計基準の特例について	31
6.	施行時期	34
第4	今後の進め方等	35
1.	今後の進め方	35
2.	その他の論点	35
第5	終わりに	36
第6	参考資料	37

第1 はじめに

1. 現行の学校法人会計基準の趣旨

- 私立学校は、それぞれの建学の精神に基づく教育研究活動を、将来にわたり継続的に実施していくことが求められている。このことから、その会計処理についても、短期のみならず長期的視点からも継続的な運営を可能にすることを前提とした収支の均衡が図られているかどうかを把握することが求められるという特性を有している。
- 現行の学校法人会計基準は、このような私立学校の特性を踏まえ、国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が適正な会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての統一的な会計処理の基準として、昭和46年に文部省令により定められたものである。制定以来50年が経過する中で、学校法人会計基準は、基本金制度等、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また、補助金の配分の基礎となるものとして、広く我が国の学校法人の会計実務において定着してきた。
- この間、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、経営判断に一層資すると共に、社会に分かりやすく説明する仕組みを充実させるため、学校法人会計基準も改正を重ねてきた。

2. 私立学校法に基づく学校法人会計基準の必要性

- 令和5年度改正後の私立学校法（以下「改正私立学校法」という。）においてはガバナンス強化の観点から、学校法人会計基準の根拠が改正私立学校法に位置づけられることを受け、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として整備することが必要となった。また、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（以下「準学校法人」という）に対しても、学校法人会計基準が適用されることとなった。そのため、本報告書中、改正私立学校法に関する記述において、学校法人及び準学校法人を「学校法人等」という。
- 学校法人会計基準の改正にあたって「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」を立ち上げ、私立学校法に位置づけられる新しい学校法人会計基準（以下「新学校法人会計基準」という。）の在り方について、令和5年6月以降、全9回にわたって検討を行った（参考資料4、5、6）。本報告書は、当検討会での検討結果をとりまとめたものである。
- 令和7年度決算から新学校法人会計基準が適用されることを前提とすると、改正から施行

までは1年程度となり、学校法人等の準備期間を十分に確保する点から、大幅な取扱いの変更は困難であることも踏まえて検討が必要であることから、検討する改正内容は、改正私立学校法の施行のために最低限必要な内容とした。

第2 学校法人等の財務報告に関する基本的な考え方

1. 制度の設計理念・組織目的

- 私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、我が国の学校教育において大きな役割を果たしている。私立学校を支える制度は、私立学校法に基づく我が国独自の学校法人制度を基盤としており、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的としている。このような学校法人制度は、公教育を担うにふさわしい公共性・公益性を担保する制度であると同時に、学校法人のもつ多様性¹を尊重する柔軟性をもった制度となっている。

2. 制度創設時からの環境の変化

(1) 多様なステークホルダーの重要性の増加

- 学校法人制度創設以来70年以上が経過し、社会・経済状況は大きく変化している。少子化等により私立学校を取り巻く経営環境の変化が見られる中で、各学校法人は情報公開の推進や財源の多様化を図りながら環境変化に対応してきた。今日の学校法人は、多様なステークホルダーとの信頼関係を深め、そのニーズを反映しつつ、健全な経営を実現し、組織目的を実現することが求められている。また、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大した大規模な学校法人においては、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造（学校法人の現代的なガバナンス構造²）も望まれている。

¹ (参考)「学校法人制度改革の具体的方策について」(令和4年3月29日 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会) P2

「学校法人制度は、文部科学大臣が所轄する法人、都道府県知事が所轄する法人、さらには 準学校法人までも包含する包括的な制度である。また、非常に大規模な学校法人から極めて 小規模な学校法人、あるいは特定の教育ニーズに対応する学校法人などまで、多様な学校法人に対応する柔軟性をもった制度でもある。」

² (参考)「学校法人制度改革の具体的方策について」(令和4年3月29日 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会) P3

「ガバナンスの観点から考えると、学校法人が制度的に財団法人に由来している点において、持分権者を起点としたガバナンスが期待できないため、建学の精神を維持する寄附行為の番人として、評議員会が業務執行機関をけん制できる構造（学校法人の伝統的なガバナンス構造）を形成しておく必要がある。また、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大すると、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造（学校法人の現代的なガバナンス構造）が望まれてくる。そして、いずれの構造であれ、建学の精神や設置する私立学校の存在意義が顧みられなかったり、特定の利害関係に偏って意図的に支配されたりする状況は、避けなければならない。」

- ステークホルダーとの対話を確実にを行うために、説明責任を果たす手段としての学校法人会計基準及びそれに基づく計算書類は、所轄庁のみならず、多様なステークホルダーにもより分かりやすい形となるよう改善を図る必要が生じている。

(2) 学校法人のガバナンス強化の要請

- 税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展によって、これらにふさわしい学校法人のガバナンス構造について社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。ガバナンスにおいて重要な理事会・評議員会による監督機能の発揮を担保するためには、財務状況や教育研究・社会連携等の活動による成果を適切な形で報告する仕組みが不可欠である。さらに、情報開示義務によるガバナンスが実効性のあるものとなるよう、これらの情報の公開の在り方を改善する必要が生じている。なお、営利企業の成果情報の多くは、売上高、利益額等といった財務情報によって提供されるのに対し、学校法人の場合、財務情報だけでは成果情報が十分に提供されない。成果情報には、質の高い教育研究活動等が行われたかという点に着目した情報（非財務情報³）が含まれる点にも留意が必要である。

(3) 経営力強化の必要性の増加

- 学校法人の目的や建学の精神を実現・維持するためには、安定した財務基盤を確保することが重要である。そのためには、経営環境の変化に対応できるよう、財務管理をより強化することが求められており、学校法人会計基準に基づく計算書類は、運営者の経営判断に一層資するものとするのが望まれる。

3. 私立学校法改正に伴う会計基準の位置づけの変化

- 現行の私立学校法においては、財産目録・計算書類の備置き、閲覧、公表について、全ての学校法人が、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人⁴からの請求に応じてこれら書類を閲覧させることが義務付けられているほか、文部科学大臣所轄学校法人に対してはインターネットによる公表を求めている。学校法人は高い公共性が求

³ 教育研究活動等を含む、学校法人の状況に関する重要な事項を情報開示する書類として、事業報告書がある。

⁴ (参考)「平成16年9月「改正私立学校法Q&A」

「利害関係人の範囲は、在学者をはじめ、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば①当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者、②当該学校法人と雇用契約にある者、③当該学校法人に対する債権者、抵当権者等とされる。」

「逐条解説私立学校法三訂版、松坂浩史、P462、令和2年」

「利害関係人とは、学校法人との契約関係など法律上の権利義務関係を有している者であり、具体的には在学者や在学生の保護者、職員、債権者などが想定される」

められることから、在学生や保護者をはじめとする利害関係人、さらには広く社会一般に対して積極的に情報公開に努めることが求められており、透明性を高め、適正な管理運営を期する趣旨⁵である。ただし、現行の計算書類は私立学校振興助成法を根拠とした学校法人会計基準に基づいて作成されており、これら計算書類は補助金交付の観点からの表示であることを前提としている。

- 今般、学校法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくべく、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するため、私立学校法の改正が令和5年の第211回通常国会で可決された。
- 令和5年度に成立した改正私立学校法においては、学校法人等は学校法人会計基準に基づき会計処理を行うことが明記され、ガバナンス強化の観点から、学校法人会計基準の根拠が私立学校法に位置づけられることを受け、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として整備することが必要となった。
- また、各会計年度に係る計算書類、附属明細書及び財産目録は備置き及び閲覧の対象となり、特に社会的影響の大きさや高等教育機関であることなどを考慮し文部科学大臣所轄学校法人等は何人も閲覧請求が可能とされ、インターネットによる公表を求める特例規定が定められている。その他の学校法人等は利害関係人及び債権者に閲覧請求権があり、公表については努力義務とされている。

⁵ 「逐条解説私立学校法三訂版, 松坂浩史, P461, 令和2年」

「これらの書類についての閲覧を法令上定めた趣旨は、高い公共性を求められる学校法人にあつては、広く社会一般、とりわけ在学生や保護者を初めとする関係者に対しては積極的に情報公開に努めることが求められており、また、「事前規制から事後チェックへ」という規制緩和の流れや他の公益法人における取扱いを踏まえて、透明性を高め、適正な管理運営を期するところにある。」

	文部科学大臣所轄学校法人等			その他の学校法人等		
	備置き (※1)	閲覧 (※2)	公表	備置き (※1)	閲覧 (※3)	公表
計算書類	○	○	○	○	△	努力義務
事業報告書	○	○	○	○	△	努力義務
附属明細書	○	○	○	○	△	努力義務
監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
会計監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
財産目録	○	○	○	○	△	努力義務

※1 定時評議員会の日の一週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く（改正私立学校法第106条第1項）

従たる事務所には、写しを3年間備え置く（改正私立学校法第106条第2項）

ただし計算書類等、監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものを行っている場合を除く

※2 何人も、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等を行うことができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（改正私立学校法第106条第3項1号～3号、同第149条第1項）

※3 利害関係人及び債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等（改正私立学校法第106条第3項1号～3号）を行うことができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。（改正私立学校法第106条第3項、第4項）

4. 改正私立学校法が想定するステークホルダー

- これまで、利害関係人については、学校法人との間で法律上の権利義務関係を前提として、学生生徒やその保護者、職員、当該学校法人に対する債権者等が想定されていた⁶。一方で、学校法人制度の理念や目的、教育研究・社会連携等の活動が複雑化する現状等を

⁶（参考）「平成16年9月「改正私立学校法Q&A」」

「利害関係人の範囲は、在学者をはじめ、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば①当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者、②当該学校法人と雇用契約にある者、③当該学校法人に対する債権者、抵当権者等とされる。」

考慮すれば、改正私立学校法が想定するステークホルダーは、従来の利害関係人の範囲にとどまらず、寄付者や産業界等、その範囲は広範に渡るものと解するべきである⁷。

【改正私立学校法が想定するステークホルダーの例（太字は従来の「利害関係人」）】

学生・生徒・児童・幼児（「学生等」という。以下同じ。）・**保護者等**、卒業生、入学予定者、運営者、教職員等、**債権者**、寄付者、産業界等、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団、評価機関等

5. 財務報告の目的・機能

- 「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」（令和元年7月18日 日本公認会計士協会）において、財務報告利用者のニーズに応え得る会計枠組みを構築するためには、「誰のため」の「どのような目的」の会計とするのか、そして、そのような会計は「どのような情報を提供すべきか」といった基本的な概念が明確になり、そのような概念を基礎とした会計基準が不可欠である」と提言されている。また、「特に高い公益性を求められる非営利組織の会計には、所轄官庁が法定の指導・監督を実施する上で必要な情報を提供することはもちろん、当該組織の財政的な健全性を担保するための社会的インフラとしての役割を果たすことも期待される。このような特定の専門的ニーズと一般の情報利用者ニーズとを、どのように同時実現していくかもまた、非営利組織の会計を考える上で重要な視点である。」とも指摘されている。
- 学校法人等に関する財務情報の利用目的を考えると、利害関係人である学生等・保護者等は、特に、学校法人等が継続的に教育研究・社会連携等の活動を行うことができるか、学校法人等が保有する資産を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究・社会連携等の活動を行っているかに関心があると考えられる。また、資源提供者⁸の観点では、債権の回

⁷（参考）「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」（令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議）P9

「設置する学校・学部等に価値を見出し、資源の投入と価値の創出を求めるステークホルダーを時間軸で捉えれば、過去の接点からは設立者・寄附者や卒業生が該当し、現在の接点からは在校生・教職員や保護者・寄附者、産業界・学界・地域社会が該当する。そして、未来への先行投資という教育研究の性質を踏まえたステークホルダーの時間的・空間的な広がり想定することが求められる。」

⁸（参考）「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」（令和元年7月18日日本公認会計士協会）P3、14

「そもそも、営利を目的としているか否かを問わず、いかなる組織も、資源提供者及び債権者に対する受託者責任を負っている。したがって、適正な財務報告を作成することによって、利害関係者に対する説明責任を果たすことが求められる。また、社会的責任を果たし、持続的に経営を進め、それによってその目的を達成するためには、基本的な財務規律を構築する必要がある。組織の規模やステークホルダ

収可能性や経営状態の健全性、資源の提供目的に沿った教育研究・社会連携等の活動により価値の創造・向上が期待できるかといった点に関心があると考えられる。所轄官庁にとっては、教育研究・社会連携等の活動の継続可能性を把握するための基本的な情報となる。

- そして、私立学校が我が国の教育制度の一端を担っている「公の性質」を有する学校であるという側面からは、私立学校が社会の信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるため、社会の要請に応えつつ、学校法人等自らが主体性を持って実効性のあるガバナンス改革を推進し、透明性を確保することにより、私立学校の公共性等をさらに高めることが期待されており、改正私立学校法にもその趣旨が反映されている。
- 以上を踏まえ、学校法人等の財務報告は、上記のステークホルダーの中でも特に「在学者その他の利害関係人」の情報のニーズを満たすほか、資源提供者等の意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有するものと考えられる。また、学校法人等が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律の構築にも資するものである。

一構造によって、求められる責任の大小や規律の厳格さ及び複雑性は異なるが、説明責任と財務規律が必要であることそれ自体は異なる。また、こうした責任を果たして行くことによって、組織に対する信頼を高め、経営に必要な財務その他の資源（資金、人材など）を確保して行く上での基礎となる。」

「(5) 財務報告の目的

本検討では、非営利組織の財務報告においては、資源提供者及び債権者に代表されるステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供することと併せて、非営利組織に提供された資源を、どのように利用したかについての説明責任を果たすことも目的となると位置付けた。財務報告によって提供される情報は、資源提供者による提供先の選択等の意思決定に影響を及ぼす。また、資源提供者が組織における提供資源の利用状況を確認し、その妥当性を評価するための材料にもなる。非営利組織がその資源の利用状況について説明責任を果たすことは、資源提供者が自らの監督機能を発揮する上での重要な前提であるといえる。」

第3 新学校法人会計基準の内容等

1. 計算書類・附属明細書の体系について（参考資料1）

<ポイント>

- 計算書類・附属明細書の体系及び様式は以下のとおりとする。
 - 【計算書類】
 - ・資金収支計算書（参考資料2 様式1）
 - ・活動区分資金収支計算書（参考資料2 様式2）
 - ・事業活動収支計算書（参考資料2 様式3）
 - ・貸借対照表（参考資料2 様式4）
 - 【附属明細書】
 - ・固定資産明細書（参考資料2 様式6）
 - ・借入金明細書（参考資料2 様式7）
 - ・基本金明細書（参考資料2 様式8）
 - 基本的には、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表については、現在の表示方法を維持する。
 - 現行の資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支内訳表（以下、「内訳表」）は、補助金の配分の基礎としての要請から作成されているものであり、開示を前提とした基準にはなじまないため、計算書類からは除き、部門別の情報としてセグメント情報を注記するものとする。
-
- 現行の学校法人会計基準は、これまでも外部報告を目的とする観点からの改正が行われてきたこと、また、広く学校法人の会計実務に定着しているものであることを踏まえれば、現行の基準を基本としつつ、利害関係者にとって著しく不利益となる項目等、開示に適さない部分について検討を行った。
 - 現行の学校法人会計基準において学校法人が作成しなければならない計算書類は、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表である（学校法人会計基準第4条）。
 - 一方、改正私立学校法においては、学校法人等は計算書類及びその附属明細書（以下「計

算関係書類」という)を作成しなければならないとされる(改正私立学校法第104条第2項)ことから、現行の計算書類の体系を、改正私立学校法における計算関係書類の体系に位置づけ直す必要があった。

(1) 資金収支計算書(活動区分資金収支計算書含む)、事業活動収支計算書、貸借対照表について

- 現行の資金収支計算書は、会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。)の収入及び支出のてん末を明らかにすることを目的とする書類である(学校法人会計基準第6条)。
- また、現行の活動区分資金収支計算書は、活動区分別に資金の流れを把握することの重要性から、学校法人の特質を勘案した活動区分として、“教育研究事業活動”、“施設等整備活動”、“財務活動”に区分する書類である。近年の施設設備の高度化、資金調達や運用の多様化等、本業の事業活動以外の活動が増加しているとともに、私立学校を取り巻く経営環境が悪化する中で、学校法人の財政及び経営の状況への社会的な関心が高まっていること、建学の精神に基づき形作られている学校の一員である在学生に対し、その精神に基づく教育が提供され続けていくためにどのように取り組みがなされているのかについて、財務的な観点からもわかりやすく把握できるようにすることから、平成25年度の学校法人会計基準改正により新設された書類である(学校法人会計基準第14条の2)。
- 現行の事業活動収支計算書は、会計年度の諸活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、基本金組入額を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにすることを目的とする書類である(学校法人会計基準第15条)。
- 現行の貸借対照表は、会計年度末時点における学校法人の資産、負債及び純資産を表示し、学校法人の財政状態を明らかにする書類である(学校法人会計基準第32条)。
- 資金収支計算書及び当該計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書並びに貸借対照表については、これまでも外部報告を目的とする観点からの改正が行われてきたことから、改正私立学校法に基づく計算書類として位置づけることが適当である。

- なお、事業活動収支計算書を説明する際は、予算との比較よりも経年変化が重要であることから、事業活動収支計算書の様式について、現行のような予算決算比較の様式ではなく、経年比較の様式としてはどうかという意見があった。この論点については、継続的に検討が必要な課題と整理した。

(2) 内訳表について

- 現行の内訳表のうち資金収支内訳表は「国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすること」⁹を主たる目的として作成されており、「学校法人がその諸活動に係る予算の編成・管理のため予算単位ごとに行う部門計算とは異なるもので、これと直接の関連を有するものではない」とされており¹⁰、経常費補助金算定の基礎という性質が強い書類である。
- また、資金収支内訳表の部門別の計上方法については、文部科学省通知¹¹で定められているが、詳細なルールは定められておらず、人件費については、経常費補助金算定上の必要から、按分等を行わず、発令の内容や主たる勤務部門により計上することを求めている。事業活動収支内訳表及び人件費支出内訳表も資金収支内訳表の処理に準じて行うこととされることから、いずれの書類も必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないと考えられる。
- このため、内訳表については、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないことから、改正私立学校法に基づく計算書類からは除き、部門別の情報として、後述する「セグメント情報」を表示するものとする。

(3) 附属明細表について

- 現行の附属明細表は、貸借対照表の附属明細表としての位置づけとなっている。貸借対照表は期末時における資産・負債・純資産の一覧を表示するものであるのに対して、附属明細表はその構成に重要な位置を占める固定資産、借入金及び基本金について、期末時における貸借対照表記載額の明細（ストック情報）だけでなく、期首時から期末時までの経過（フロー情報）を明らかにする意図を持つ。

⁹ 資金収支内訳表について（昭和47年4月26日文管振第93号文部省管理局長通知）

¹⁰ 資金収支内訳表について（昭和47年4月26日文管振第93号文部省管理局長通知）

¹¹ 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）

- 改正私立学校法では「附属明細書」(第103条第2項等)となっているが、現行の学校法人会計基準第4条第3号では「〇〇明細表」と呼ばれてきた。この度、従来の附属明細表を附属明細書に位置づけるにあたり、名称は「〇〇明細書」で統一する。
- このため、現行の明細表から開示に適さない情報について様式を変更した上で、附属明細書に位置づける。(参考資料2 様式6～8)

2. 附属明細書の内容について

<ポイント>

(固定資産明細書) (参考資料2 様式6)

- 増減理由の記載判断基準については、3,000万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について総資産の1%」を基準とする。

(借入金明細書) (参考資料2 様式7)

- 借入先については、金融機関の種類(ex. 公的金融機関、市中金融機関、その他)とし、個別の金融機関名を開示しない。
- 記載項目については、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要(資金使途等)とする。

(基本金明細書) (参考資料2 様式8)

- 第1号基本金について、増減項目を簡素化する。学校法人合計での「土地」「建物」「構築物」等の貸借対照表の小科目項目とし、その詳細について記載することまでは求めないものとする。
- 第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金については現行のままとする。
- 基本金組入れ及び取崩の計算過程を明示するため、基本金各号ごとに、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額(又は当期取崩額)」を記載する様式とする。
- 第2号基本金の組入れに係る計画表及び第3号基本金の組入れに係る計画表については、明細書として作成を要しないこととする。

(1) 固定資産明細書(参考資料2 様式6)

- 現行の固定資産明細表は、貸借対照表に記載されている固定資産の科目ごとに、その増加、減少及び残高並びに増加、減少の事由を明らかにする書類である。様式については、開示に適さない項目はなく、現行の明細表を引き継ぐ。
- 現行の固定資産明細表の摘要欄には「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額(その額が3,000万円を超える場合には、3,000万円)を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する」こととされている。

- 現行の摘要欄記載基準において「その額が 3,000 万円を超える場合には、3,000 万円」とされている金額基準は昭和 40 年代の物価を参考に設定していると考えられ、現在との物価水準とは異なる基準となっている。現行の基準では、資産総額の 1/100 と 3,000 万円の小さい方が記載基準となることから、資産総額が 30 億円を超える法人にとっては、資産総額の 1/100 に満たない資産の増減を記載することとなっている。
- 法人規模に関わらず、公平性のある閾値の基準は比率による基準である。また、金額基準に物価水準を反映するとしても、どの時点でどの程度の変動があった場合に、改訂するかという改訂基準の設定が困難である。
- このため、金額基準は削除し、「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の 1/100 に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する」こととする。

(2) 借入金明細書（参考資料 2 様式 7）

- 現行の借入金明細表は貸借対照表に記載された長期借入金及び短期借入金について、借入先ごとにその増加、減少及び残高並びに利率、返済期限、用途及び担保物件の種類を明らかにする書類である。
- 現行様式の記載事項のうち、借入先については、どのような種類の金融機関から資金調達を行っているのか、種類別での記載は学校法人の資金繰りやリスクを判断するうえで重要な情報である。
- 一方、個々の借入金金融機関名、利率については、地域により取引先の金融機関にとって、同業他社に知られたくない営業情報が含まれるおそれがあり、公開情報として適当でない。利率については、平均利率を記載する方法も考えられるが、借入金 が 1 種類 のみの場合は実質的に個別の利率情報を記載することとなる。
- このため、借入先については、金融機関の種類（公的金融機関、市中金融機関、その他）とし、個別の金融機関名を開示しない。利率については、記載しない。
- 「当期増加額」「当期減少額」の項目は、年間の増減総額を記載することから、期中に短期借入を繰り返している場合、当期増加額と当期減少額が資金繰りの実態と比較して大きくなり、読み手に誤解を与えるおそれがある。

- この点、借入フローを表す明細表であれば、当期増加額と当期減少額の記載がある方が適当であること、当期増減があることで、法人の資金繰り情報が分かること、資金収支計算書と連動した項目であることに鑑み、「当期増加額」と「当期減少額」の欄を残す。
- このため、記載項目については、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要（資金用途等）とする。

(3) 基本金明細書（参考資料2 様式8）

- 公教育を担う学校法人として、それぞれの建学の精神に基づく各学校法人の継続的な運営を可能にする観点から、学校法人が諸活動を実施する上で必要な資産を自己資金で維持するための制度として、基本金制度が設けられている。基本金制度は、新学校法人会計基準においても、学校法人等の健全性を維持する上で有効な仕組みであるため、基本的な考え方に変わりはない。
- 現行の基本金明細書の様式は、基本金各号（第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金、第4号基本金）の基本金ごとに、「要組入高」「組入高」「未組入高」の増減の状況、事由及び残高等を明らかにする書類である。
- 現行の基本金明細書の様式は、「基本金の組入額及び取崩額の計算は、現行基準第30条第1項各号の基本金毎に、組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の組入額として取り扱うものとし、また、取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の取崩額として取り扱うものとする。ただし、第2号基本金を第1号基本金に振り替える場合には、この計算に含めないこと。」とする「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」（平成17年5月13日17高私参第1号通知）において示された考え方を正確に表していない。このため、基本金組入れ及び取崩の計算過程を明示するため、基本金各号の基本金ごとに、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額（又は当期取崩額）」を記載する様式とする。
- また、現行の基本金明細表において、組入れ及び取崩の原因となる事実を記載する基準は「当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が前期繰越高の100分の1に相当する金額（その金額が、3,000万円を超える場合には、3,000万円）を超えない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる」とされ、前期繰越高の100分の1又は3,000万円の小さい額を基準として、これを超える増減事由について記載している。

- この点、細かすぎる情報は一般の開示資料として分かりにくく、開示に適さないと考えられる。一方で、基本金制度は学校法人会計の根幹をなす制度であり、少なくとも組入対象資産及び取崩対象資産の科目の開示は必要である。
- このため、第1号基本金の組入れ又は取崩しの原因となる事実を記載するにあたっては、法人合計での「土地」「建物」「構築物」等の貸借対照表の小科目項目単位とし、より詳細な記載までは求めないものとする。
- 第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金については、現行のままとする。
- 第2号基本金の組入れに係る計画表については、将来の設備投資計画等の情報や理事会決定情報等が記載される。第3号基本金の組入れに係る計画表については、理事会決定情報等の内部情報が記載される。そのため、いずれの書類もそのまま開示されると法人運営上不利が生じるおそれがあることから、公表する記載内容として適さないと考えられる。
- このため、第2号基本金の組入れに係る計画表及び第3号基本金の組入れに係る計画表については明細書として作成を要しないこととする。

3. 注記事項の充実について（参考資料2 様式5）

（1）注記の記載場所と項目

<ポイント>

- 新学校法人会計基準では「注記」の節を設け、計算書類の末尾に記載することを明示する。
- 貸借対照表の様式から脚注を削除する（注記記載例は別途通知等で定める）。
- 注記すべき項目として以下の内容を新学校法人会計基準に追加もしくは明記する。
 - ・セグメント（部門別）情報
 - ・子法人
 - ・重要な偶発債務
 - ・関連当事者との取引の内容に関する事項
 - ・重要な後発事象

- 現行の学校法人会計基準では、注記の記載方法について、「第3節 貸借対照表の記載方法等」のセクションにおいて「計算書類の末尾に記載する」と規定されている（学校法人会計基準第34条）。一方、学校法人会計基準第七号様式では、貸借対照表の脚注に記載される形で記載されており、統一されていない。
- このため、計算書類の末尾に記載することを明示すべく、新学校法人会計基準においては、新たに「注記」の節を設けたうえで、貸借対照表の様式から脚注を削除する。
- 併せて、他の非営利法人の基準や学校法人等の経営環境等を踏まえ、「重要な偶発債務」「関連当事者との取引の内容に関する事項」「重要な後発事象」に関する注記事項を新学校法人会計基準に明記する。

(2) セグメント情報の在り方について（参考資料3）

<ポイント>

- 注記事項に「セグメント情報」を追加する。

(セグメント区分)

- 各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、セグメント別の明細を表示する。ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。
 - ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
 - ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
 - ③ 病院
 - ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）

(配分基準)

- 学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映する原則的な配分基準として「経済実態をより適切に表す配分基準」を採用する。ただし、事務負担への配慮から、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができる。また、採用した配分基準を注記する。

(当分の間の取扱い)

- 配分基準について、原則的な配分基準の策定は技術的な困難があり、「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間は、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する。
- セグメント区分について、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間の選択可能な取扱いとして、セグメント区分の①、③を集約可能とする。
- 「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定できた段階で、上記（セグメント区分）（配分基準）記載の取扱いとする。ただし、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、今後検討する。

(開示科目)

- 「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」「経常収支差額」「特別収支差額」「基本金組入額当年度収支差額」「基本金組入額合計」「当年度収支

差額」を開示する。

ア 概要と視点

- 学校法人等は、多様なステークホルダーへの情報開示により透明性の確保が求められている。また、急速な少子化に伴う18歳人口の減少等、社会状況の変化により、高等教育機関を中心に、大学を始めとする学校種別の状況に対する社会的関心も高まっていることも踏まえると、学校法人全体の経営状況に加えて、各学校等の個別の部門に関する情報開示の必要性も考慮する必要がある。
- また、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会による「学校法人制度改革の具体的方策について」（令和4年3月29日）において、「計算書類においては、セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報を表示していく方向で検討すべきである。」とされている。
- セグメント別の情報（以下「セグメント情報」）の検討に際しては、セグメント情報に類するものとして現行の学校法人会計基準に基づいて作成される事業活動収支計算書の内訳表を参考とした。
- なお、内訳表について、既に約20%の学校法人において各法人のホームページに開示している¹²現状も検討の際に参考とした。

イ 検討経過

- 学校法人等のセグメント区分方法を検討するため、前提として学校法人等の事業の特徴を整理した。

【学校法人等の特徴】

- 学校法人等は教育研究事業を主たる事業とするほか、一定の事業規模の範囲内で教育事業に付随して行われる事業（付随事業）及び収益事業を行うことができる。
- 学校会計は教育研究事業、付随事業の会計であり、収益事業は別会計となる。
- 保育事業は付随事業に含まれるが、他の付随事業と異なり、資金収支内訳表においては独立区分を設けることとされる¹³。

¹² 日本私立学校振興・共済事業団「「令和3年度学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告」（令和4年9月）P141

¹³ 学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて（平成14年7月29日14文科高第330号文部科学省高等教育局私学部長通知）

- 一定の学部又は学科において、附属施設（附属病院、農場、演習林等）の設置義務（大学設置基準第39条）がある。附属施設に係る会計も学校法人会計に含まれる。
 - 大学、短期大学、高等専門学校は、高等教育機関として長期的かつ安定的な運営が特に求められるとともに、基本的には全国を対象に学生募集を行うことから、ステークホルダーが特に広範に渡る。
 - 高等教育機関以外である高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校は、長期的かつ安定的な運営が求められる一方で、中高一貫校等の形態や地域性等の観点から、学校ごとに区分することが困難なケースも少なからず想定される。
 - 附属病院は、附属施設の中でも財務規模が大きく、活動に診療行為を含みステークホルダーの範囲に特徴がある。
- 私学団体からは、複数の意見が提出された。まず、日本私立大学協会からは、「本協会では、セグメント情報は、学校法人の経営管理の側面において重要な指標であり、情報開示には適しておらず、開示によって表面的な数値が先走りし風評被害を誘発するなど、多くの弊害を生むことを懸念している。よって、本協会としては、セグメント情報の開示について反対の意向であることに変わりはないが、今後も、開示を前提に検討されるのであれば、本検討会でのとりまとめ以降、配分基準を含め引き続き十分かつ慎重な審議を重ねる必要があると考える。学校法人は、法人全体を俯瞰し経営の健全化を図るべく、各法人の経営方針のもと学校運営を行っていることにも十分配慮されたい。」との意見があった。
- また、一般社団法人日本私立大学連盟からは、セグメント情報開示は透明性確保の観点から積極的に進めるべきとの立場から、円滑な推進に向けて、ステークホルダーの誤解・誤導、あるいはガバナンス上の不必要な負担を防ぐため、法人経営における管理・運営単位の実態や、先行投資の短期的影響のみならず全体的・中長期的な収支均衡に関する事情を踏まえ、学校法人の判断で、以下のような説明をセグメント情報の注記に加えられるようにするとよいとの意見があった。
- 「仮に一部のセグメントが短期的に収支均衡を欠いていたとしても、当該セグメントは当学校法人の経営において不可欠な一部を担っており、全体的あるいは長期的な収支均衡を期して運営を継続するものである。なお、当法人の収支均衡は全体として健全な水準で維持されている。」
- 上記の説明の内容は学校法人の経営方針にも関わる内容であるため、セグメント情報の注

記に限らず、財務書類の背景となる学校法人の事業方針やその内容も含む事業報告書に記載する等、学校法人の判断で効果的な対応を選択することが望ましい。

ウ セグメント区分方法の考え方と具体的な内容

- 学校法人等の特徴を踏まえ、セグメント区分方法の考え方については、拠点区分別（設置学校・附属施設別）を採用する。
- 具体的なセグメントについては、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき表示する。ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。
 - ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
 - ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
 - ③ 病院
 - ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）
- ただし、上記②については、複数ある場合、それらの一部又は全部を一括して一つのセグメントとすることができる（上記③についても同様とする）
- 「その他」の区分は、上記第3 3.（2）ウ①②③いずれにも該当しない収支を計上する。この場合、「その他」に含まれる主要な事業等の内容について注記する。ただし、「その他」の区分に含まれる内容のうち、学校法人等の判断により必要とされるものについては、独立したセグメントとして表示することができる。
- 「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができる。
- 表示すべきセグメントが、「その他」以外に1つのセグメントのみの学校法人等については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる。
（例：設置学校が1つの大学のみで病院がない場合、幼稚園と保育所のみの場合、高等学校と中学校のみで、一括して1つのセグメントとした場合等）
- 学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、上記①～④に加えて、詳細なセグメントを設定し開示することは妨げられるものではなく、むしろ、学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメントを設定し、積極的に開示することが望まれる。

エ 測定方法（配分基準）

- セグメント情報は、各セグメントの教育・研究等に投入される資源等を財務的に明らかにする機能も期待されているので、セグメント情報の開示に際しては、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映したものとすることが望ましい。
- 現行の資金収支内訳表の配分基準は、本務教職員の人件費支出については、原則としてどの部門等の教職員として発令されているかにより計上することとされているなどにより、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を必ずしも表しているとは言えない。従って、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映するための基準として、現行の資金収支内訳表作成の配分基準とは別に、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が必要である。
- 一方で、経常費補助金を受ける学校法人は、改正私立学校振興助成法施行後も、各収支内訳表を作成する必要があることから、計算書類でセグメント情報の記載を求めた場合、改正私立学校法に基づきセグメント情報を、改正私立学校振興助成法に基づき収支内訳表を作成することとなり、似たような書類を2つ作る重複感が生じる課題がある。
- 具体的には、セグメント情報のために、学校法人等に「経済の実態をより適切に表す配分基準」による配分を義務づけると、1つの共通経費を2種類の基準で2回按分作業を行うこととなり、事務の負担が増加するとの懸念が示された。
- 以上を踏まえ、原則的な配分基準として「経済実態をより適切に表す配分基準」を採用することとしつつ、事務負担への配慮から、学校法人等の判断で例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができることとした。また、採用した配分基準については注記に記載する。
- 収入又は支出の配分方法等については、継続性が維持されるように配慮する必要があるとともに、配分方法等を変更した場合には、その旨や変更の理由等を注記することが適当である。

オ 当分の間の取扱い

- 配分基準について、原則的な配分基準である「経済の実態をより適切に表す配分基準」の策定は技術的な困難があり、技術的な困難を解消するための検討が別途必要である。検討には1年程度を要すると見込まれることから、原則的な配分基準である「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間は、現行の「資金収支内訳表の配分

基準」を採用する。

- セグメント区分について、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間の選択可能な取扱いとして、第3 3.(2)ウの①、③を集約可能とする。
- 「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定できた段階で、セグメント区分について、第3 3.(2)ウに示したセグメント区分に移行する。また、配分基準について、第3 3.(2)エに示したとおり、原則的な配分基準として「経済の実態をより適切に表す配分基準」を採用することとしつつ、学校法人等の判断で例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができることとする。なお、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後も採用することができることについては、現行の「資金収支内訳表の配分基準」が補助金配分の公平性確保の観点から定められており、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を必ずしも表しているとは言えないことから、一定期間に限るべきではないかとの意見があった。これを踏まえ、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、今後検討する。

カ 開示科目

- 長期的かつ安定的な運営状況を表す項目として、短期的及び長期的な収支均衡を表す収支差額を開示することが適当である。そのため、事業活動収支計算書の科目を表示することが適当である。
- 具体的には、「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」「経常収支差額」「特別収支差額」「基本金組入額当年度収支差額」「基本金組入額合計」「当年度収支差額」を開示する。

(3) 子法人の注記（参考資料2 様式5）

<ポイント>

- 改正私立学校法施行規則に規定される子法人について記載する注記を新設する。
- 主な記載項目
 - ① 子法人の概要
 - ② 当学校法人と子法人の取引の関連図
 - ③ 子法人との取引の状況
 - ④ 子法人の債務に係る保証債務

ア 改正私立学校法における取扱い

- 今般の私立学校法改正に伴って、子法人が「学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるもの」と規定され（改正私立学校法第31条第4項2号等）、今後、改正私立学校法施行規則において、子法人の定義を規定予定（学校法人が議決権の過半数を有する他の法人等を定め、現行の注記対象である学校法人の出資による会社や関係法人とは異なる定義となる予定）となっている。
- 改正私立学校法のポイントの1つとして、子法人の役職員の監事・評議員への就任制限を設ける（第46条第2項、第62条第5項3号）とともに、監事や会計監査人に子法人の業務等の調査権限を付与する（第53条第2項、第86条第4項）等、子法人に対するガバナンスが強化されている点が挙げられる。

イ 子法人の注記要否

- これまでも、学校法人と他法人等との取引内容等の注記については「学校法人の出資による会社に係る事項」「関連当事者との取引」「学校法人間の財務取引」に重要性がある場合に記載が求められてきた。それぞれの注記で記載対象となる法人は次のとおりである。

注記事項	記載対象となる法人	概要
学校法人の出資による会社に係る事項	当学校法人の <u>出資割合が総出資額の2分の1以上</u> である会社	「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」を説明し、学校法人の財務状況を当該会社と関連付けて適切に把握できるよう、その出

		資状況や当該会社から学校法人への寄附金額等について、学校法人の計算書類に脚注として記載
関連当事者との取引	<p>ア. 関係法人</p> <p>イ. 当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人</p> <p>ウ. 当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人（関係法人とは）</p> <p>一定の人的関係、資金関係等を有する法人であり、以下の場合に該当</p> <p>ア. <u>一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること</u></p> <p>イ. <u>法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること</u></p> <p>ウ. <u>法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること</u></p>	<p>関連当事者との取引を記載</p> <p>ただし、財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には対象外</p>
学校法人間の財務取引	他の学校法人	<p>学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金（現物寄付を含む）、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合</p> <p>学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記するまた関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引にも該当する場合であっても注記する</p>

- 改正私立学校法施行規則において規定予定となっている子法人の考え方では、議決権の割合等に注目して、その経営を支配している法人かどうかを判定することとなっている。
- この考え方は「学校法人の出資による会社に係る事項」「関連当事者との取引」「学校法人間の財務取引」の各注記の考え方とは必ずしも一致せず、私立学校法の改正に伴い規定されたものとなる。したがって、改正私立学校法施行規則に規定される子法人についての注記を、現行の注記に追加することとする。

ウ 記載内容

- 記載内容は、国立大学法人会計基準の「関連公益法人等の情報開示」や、現行の「学校法人の出資による会社に係る事項」「関連当事者との取引」「学校法人間の財務取引」を参考に、「子法人の概要」、「当学校法人と子法人の取引の関連図」、「子法人との取引の状況」、「子法人の債務に係る保証債務」とする。
- 子法人の定義と「学校法人の出資による会社に係る事項注記」の対象となる出資会社の定義と、双方に該当するケースが想定される。当該ケースにおいては、注記内容の重複を避けるため、当該法人に関する開示情報は「子法人」の注記に記載し、「学校法人の出資による会社に係る事項」注記項目のうち、重複する内容については記載を省略する。
- また、「子法人」の注記及び「学校法人の出資による会社に係る事項」注記のそれぞれにおいて、両方に該当する旨を示す様式とする。
- 加えて、「関連当事者との取引」注記、「学校法人間の財務取引」注記に関しても、同時に記載対象に該当するケースが想定されるため、同様の様式とする。

エ 「役員の名氏及び兼任等の状況」の記載について

- 国立大学法人会計基準の「関連公益法人等の情報開示」における開示項目に、役員の名氏（国立大学法人等（国立大学法人等設立に際し、権利義務を承継した国立大学等を含む。）の役員又は教職員経験者については、国立大学法人等での最終職名を含む。）の記載がある。
- 当該記載については、役員の名氏について氏名を公表することにより、機能面の議論より、属人的な議論がされるおそれがあるとの意見があった。また、兼任の範囲について、「元教授」や「顧問」まで含めるかという点を明確にする必要があるとの意見があった。
- 一方で、「役員」に関しては、兼任している人数だけでなく、兼任している者の子法人にお

ける役職ごとに学校法人における現職等の記載は必要との意見があった。

- 以上を勘案し、重要な情報は役員の氏名ではなく、役員の兼任状況を示すことにより、子法人の支配状況を把握することにあることから、役員の氏名は記載せず、意思決定機関の構成員のうち、改正私立学校法施行規則の定義に該当する兼任者の総数及び該当する者の子法人における役職及び学校法人における現職等を記載することとする。

オ 子法人の財務状況の記載について

- 国立大学法人会計基準の「関連公益法人等の情報開示」における開示項目に、財務状況の記載がある。
- 改正私立学校法においては、学校法人等の会計監査人に子法人の業務等の調査権限が付与される。子法人の財務諸表等に対して会計監査を行う権限はないものの、子法人の財務状況が記載されることによって、学校法人等の会計監査人が当該子法人の財務情報も保証しているように見えてしまう懸念がある。
- 子法人に対するガバナンスの観点においては、子法人の概要、支配の状況、子法人との関係及び子法人との取引の状況を開示することが重要と考えられる。
- また、現行の学校法人会計基準に求められる「学校法人の出資による会社に係る事項」や「関連当事者との取引」に関する注記では、注記対象となる法人の概要や、当該法人との取引状況等について注記が求められる一方で、財務状況の注記は求められていない。
- 以上を勘案し、子法人の財務状況の記載は要しないこととする。

4. 財産目録について（参考資料2 様式9）

<ポイント>

- 学校法人会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める。
- 財産目録は以下の情報を開示する目的で毎会計年度において作成する。
 - ・ 学校法人等全体の財産の状況
 - ・ 貸借対照表（収益事業に係る貸借対照表を含む）に含まれる資産及び負債の明細等
- 資産側に「収益事業会計資産」、負債側に「収益事業会計負債」の区分を設け、資産・負債ともに収益事業を区分する様式とする。
- 収益事業元入金は、相殺対象となる収益事業の純資産が財産目録に表示されないものの、元入金と相殺したとみなし、財産目録には収益事業元入金を記載しない。
- 資金貸付等、それぞれの資産・負債に表れる債権・債務にかかる内部取引については、相殺消去し、財産目録には資産・負債ともに記載しない。

（1） 改正私立学校法に伴う財産目録作成に関する基準の必要性と内容

- 現行の私立学校法において、財産目録に関して作成と備置きについて規定されているが、財産目録は計算書類の体系外であり、その様式については法令上の定めがなく、私立学校法上の資産区分（基本財産、運用財産）や貸借対照表、様式参考例¹⁴等を参考に、各学校法人がそれぞれの工夫により作成していた。
- 改正私立学校法において、財産目録が監査及び開示対象書類となり（改正私立学校法第86条第1項、第107条第1項）、監査と開示を前提とした統一した作成基準の整備が必要となった。財産目録は学校法人等全体の財産の状況を示す書類であることから、作成時点の財産や負債の内訳・金額を一覧で示す必要がある。
- 様式参考例は情報公表を前提に作成されており、改正私立学校法の趣旨に沿うものであるため、様式参考例をベースに以下のような内容を作成基準として示すことが適当と考えられる。

¹⁴ 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

(内 容)

- ・財産目録は学校法人等全体の財産の状況を示す。
- ・改正私立学校法第 17 条において学校法人等が有しなければならないとされている、以下財産の状況を示すことに加え、収益事業を設けている場合は当該事業に必要な財産の状況を示す。
 - (1) その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金（改正私立学校法第 17 条第 1 項）
 - (2) その設置する私立学校の経営に必要な財産（改正私立学校法第 17 条第 2 項）
 - (3) 収益を目的とする事業に必要な財産
- ・貸借対照表（収益事業に係る貸借対照表を含む）に含まれる資産及び負債の明細等について表示する。
- ・以上の情報を開示する目的で毎会計年度において作成する。

(2) 財産目録の作成基準の位置づけ

- 改正私立学校法においても、財産目録は計算関係書類の体系外であることに変わりはないことから、計算関係書類の作成基準である学校法人会計基準と、財産目録の作成基準は本来別個のものであるとの意見もあった。
- 一方、財産目録は会計帳簿から導かれる書類ではないものの、記載内容は貸借対照表記載の価額と整合し、学校法人等全体の財産の状況を示す意味合いに加えて、貸借対照表の明細としての意味合いも持つ書類となっていることから、既に財産目録の作成、監査制度を導入している公益法人や社会福祉法人では、それぞれ公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準において財産目録の作成について規定されている。
- また、財産目録は計算関係書類と同様に作成、備置き、閲覧および公表義務ないし努力義務が定められており、一体的な取扱いが求められている。
- これらの観点を総合的に考慮し、新学校法人会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定めることとする。

(3) 収益事業会計に係る資産・負債の取扱い

- 財産目録は、当該年度末時点における法人が保有する全ての資産（土地、建物、現金、預金等）及び負債（借入金等）について、法人の財産の状況を明らかにしたものであることから、収益事業会計に係る貸借対照表に計上される資産・負債も記載対象とすることが適

当である。

- ただし、様式参考例において、資産側は「収益事業用財産」の区分を設けるものの、負債側は収益事業会計負債を区分しない様式となっていることから、負債側の区分記載についてどう記載するのか論点となった。
- この点、貸借対照表との整合性を重視すれば、負債側も収益事業会計負債を区分することで、一目で貸借対照表と財産目録の整合性が確認でき、明瞭性がある。また、詳細な科目ごとの財務情報が分かり、詳細な分析が可能となる。
- 一方、財産目録の主目的を、改正私立学校法第 17 条において学校法人等が有しなければならないとされている基本財産及び運用財産の状況を示すものとすれば、資産側の区分が重要であり、負債側の区分に重要性が低いとも考えられる。
- 上記を比較検討した結果、資産・負債ともに収益事業会計資産、収益事業会計負債として区分して記載する様式とすることが適当であるとの結論になった。

(4) 収益事業元入金等、学校法人会計と収益事業会計間での取引の取扱い

- 財産目録が、収益事業を含む学校法人等全体を一体として、法人全体の財産の状況を明らかにするものであることを前提とすれば、学校法人会計と収益事業会計の間で資本取引や貸付等の債権・債務取引があるケースでは、1 枚の財産目録に「学校会計側の収益事業元入金と、収益事業側の（元入金を財源とした）資産」のように資産が二重計上されるケースや、「学校会計側の貸付金と、収益事業側の借入金」のように債権・債務にかかる内部取引が総額計上されるケースが生じる。
- この点、収益事業元入金は、相殺対象となる収益事業の純資産が財産目録に表示されないものの、元入金と相殺したとみなし、財産目録には収益事業元入金を記載しないことが適当である。
- 資金貸付等、それぞれの資産・負債に表れる債権・債務にかかる内部取引については、相殺消去し、財産目録には資産・負債ともに記載しないことが適当である。

5. 会計基準の特例について

<ポイント>

- 知事所轄学校法人については、現状の「知事所轄学校法人に関する特例」の取扱いを維持する。ただし、文部科学大臣所轄学校法人等に区分される知事所轄学校法人については、特例の対象外とする。
- 会計監査人を任意設置する知事所轄学校法人は「知事所轄学校法人に関する特例」の適用対象としない。
- 準学校法人については、知事所轄学校法人と同様に都道府県知事を所轄庁とするため、現行の「知事所轄学校法人に関する特例」と同様の特例を設ける。

(1) 大規模知事所轄学校法人

- 現行の学校法人会計基準では、通常として規模が小さい知事所轄学校法人に対して、事務簡素化のため、「知事所轄学校法人に関する特例」の措置が講じられている。この特例により、知事所轄学校法人は、高等学校を設置する知事所轄学校法人にあつては、活動区分資金収支計算書の作成を省略し、それ以外の知事所轄学校法人にあつては、活動区分資金収支計算書に加えて、基本金明細表の作成を省略することや、会計処理の一部を適用除外とすることができることとされている。
- 学校法人会計基準が改正私立学校法に位置づけられたとしても、知事所轄学校法人に対して特例の取扱いを認める趣旨が変わるものではない。そのため、「知事所轄学校法人に関する特例」は維持する。
- 一方で、改正私立学校法では知事所轄学校法人のうち、事業規模・区域の基準を満たした法人（以下「大規模知事所轄学校法人」という）は「大臣所轄学校法人等」として、会計監査人の設置や計算書類等の公表義務等に関して、文部科学大臣所轄学校法人と同等の扱いとすることとされた。
- このため、大規模知事所轄学校法人は現行の「知事所轄学校法人に関する特例」の適用対象としない。

【現行の知事所轄学校法人に関する特例（概要）】

特例の内容	高等学校を設置する 知事所轄学校法人	高等学校を設置しない 知事所轄学校法人	根拠条文
活動区分資金収支計算書の作成省略	可	可	学校法人会計基準 第 37 条
基本金明細表の作成省略	不可	可	学校法人会計基準 第 37 条
徴収不能引当金の計上省略	不可	可	学校法人会計基準 第 38 条
第 4 号基本金の全部又は一部を組み入れない	不可	可	学校法人会計基準 第 39 条

(2) 会計監査人を任意設置する知事所轄学校法人の特例適用について

- 改正私立学校法では、学校法人等のガバナンスのうち学校法人会計の適正確保については、公表する計算書類に第三者保証を付与することにより、学校法人の説明責任の履行を支援・強化すること¹⁵を目的として、機関として会計監査人制度が整備された。
- 大臣所轄学校法人等については会計監査人を必ず設置すること（改正私立学校法第 144 条第 1 項）、知事所轄学校法人は寄附行為の定めにより、任意で会計監査人を置くことができること（改正私立学校法第 18 条第 2 項）とされた。
- 会計監査人制度の目的と照らせば、会計監査人を設置する知事所轄学校法人が作成・公表する計算書類・附属明細書は学校法人の説明責任の履行を支援・強化するため、大臣所轄学校法人等と同様に完全な一組の計算書類・附属明細書とし、読み手の情報ニーズを満たし、比較可能性を確保することが望ましい。
- このため、会計監査人を任意設置する知事所轄学校法人は「知事所轄学校法人に関する特例」の適用対象としない。

¹⁵ 「学校法人制度改革の具体的方策について」（令和 4 年 3 月 29 日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会）P11

(3) 準学校法人の特例

- 現行制度において準学校法人は私学助成の対象外であるため、準学校法人は学校法人会計基準に従い計算書類を作成することを義務付けられていない。
- 改正私立学校法では、準学校法人についても、新たに学校法人会計基準に従い会計処理を行い、計算関係書類及び財産目録を作成することが規定された。(改正私立学校法 152 条第 6 項)
- 準学校法人については、知事所轄学校法人と同様に都道府県知事を所轄庁とするため、現行の「知事所轄学校法人に関する特例」と同様の特例を設けることとする。

6. 施行時期

<ポイント>

- 速やかに学校法人会計基準の改正を行った後、1年程度の準備期間を置き、令和7年4月から施行する。
 - セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な対応を行うとともに、学校法人の準備期間を設ける。
-
- 本報告書に基づく学校法人会計基準の改正に際しては、財務会計システム変更等を含めた学校法人等の実務への影響が大きいことから、施行までに十分な準備期間を置くべきであり、また改正私立学校法の施行日と整合させるため、令和7年4月から施行することとすべきである。
 - また、セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な対応を行うとともに、学校法人の準備期間を置き、文部科学省より通知を発出するものとする。

第4 今後の進め方等

1. 今後の進め方

- 学校法人会計基準の改正に伴い、より詳細な取扱いを定める文部科学省の通知の発出、研修会の実施等により周知を行い、施行に当たって学校法人等の現場の実務が混乱しないような取組がなされることが重要である。
- なお、私立学校法に基づく学校法人会計基準の在り方については、改正私立学校法施行後も引き続き検討を行い、所要の改正を行っていくことが望ましい。

2. その他の論点

- 学校法人等は多様な規模、多様な設置形態が存在し、また収益事業、子法人・出資による会社情報等を含め、学校法人会計以外でも付随するさまざまな会計情報が存在するため、その形態によってセグメント情報のとらえ方も違ってくる。今回の検討においては、様々な視点から広く論点が示されたが、ステークホルダーのニーズに応える会計情報の開示の在り方や学校法人の説明責任の在り方については、幅広い継続的な議論が必要である。中でも優先度が高い事項については速やかに検討を開始することが適当である。
 - セグメント情報における配分基準（経済の実態をより適切に表す配分基準）
 - セグメント情報における例外的な配分基準の取扱い
 - セグメント情報における貸借対照表項目や収益事業の開示の在り方
 - 事業活動収支計算書の様式（経年比較）
 - 子法人・出資による会社情報の開示の在り方
 - 計算関係書類及び財産目録の簡略化 等

第5 終わりに

- 学校法人会計基準の根拠が新たに私立学校法に位置づけられ、多様なステークホルダーに対する情報開示を主目的とした基準へ変更となる中で、本検討会において、学校法人会計基準の在り方について、学校法人等関係者、公認会計士、会計研究者、財界関係者等各界の有識者の参画を得て、慎重に検討を進めてきた。本報告書はその検討の成果として、これまで長く学校法人の実務に定着してきた役割を受け継ぎつつ、新たに私立学校法に位置付けられた学校法人会計基準の姿を明らかにするものである。
- 今般、本報告書を踏まえた改正が行われた際には、制定以来50年以上を経た学校法人会計基準はステークホルダーへの情報開示を主目的とする新たな段階に移行することとなる。その改正趣旨が、広くかつ速やかに学校法人等を始め社会に定着し効果的に活用されるようになることが重要であり、このため、新しい学校法人会計基準の的確かつ円滑な定着に向けて、文部科学省等の行政はもとより、各関係者が相互に協力し努力を重ねていくことが求められる。

第6 参考資料

- 1 計算関係書類の体系イメージ
- 2 計算関係書類・財産目録の様式
 - ・様式1 資金収支計算書
 - ・様式2 活動区分資金収支計算書
 - ・様式3 事業活動収支計算書
 - ・様式4 貸借対照表
 - ・様式5 注記
 - ・様式6 固定資産明細書
 - ・様式7 借入金明細書
 - ・様式8 基本金明細書
 - ・様式9 財産目録
- 3 セグメント情報の方針イメージ
- 4 学校法人会計基準の在り方に関する検討会について
(令和5年5月18日 高等教育局長決定)
- 5 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 委員
- 6 審議経過

計算関係書類の体系イメージ

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。

現会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

計算書類

- ・資金収支計算書
 - ・資金収支内訳表 (※)
 - ・人件費支出内訳表 (※)
 - ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
 - ・事業活動収支内訳表 (※)
- ・貸借対照表
 - ・固定資産明細表
 - ・借入金明細表
 - ・基本金明細表

(※) 計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を求める書類として位置付ける

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ

新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

計算関係書類

計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表

注記事項

- ・セグメント情報
 - ※学校、附属施設等の部門別の情報表示
- ・子法人
 - ※私学法上の子法人に係る情報表示

附属明細書

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

※計算関係書類は全て備置き・閲覧の対象となる(私立学校法)また、全てインターネットによる公表(★1)の対象とする方向(施行規則)

※計算関係書類は全て会計監査人監査(★2)の対象とする方向(施行規則)

★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務
★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

計算関係書類・財産目録の様式

参考資料2 様式1

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:円)

収入の部	科 目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				
入学金収入				
実験実習料収入				
施設設備資金収入				
(何)				
手数料収入				
入学検定料収入				
試験料収入				
証明手数料収入				
(何)				
寄付金収入				
特別寄付金収入				
一般寄付金収入				
補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				
資産売却収入				
施設売却収入				
設備売却収入				
有価証券売却収入				
(何)				
付随事業・収益事業収入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				
(何)				
受取利息・配当金収入				
第3号基本金引当特定資産運用収入				
その他の受取利息・配当金収入				
雑収入				
施設設備利用料収入				
廃品売却収入				
(何)				
借入金等収入				
長期借入金収入				
短期借入金収入				
学校債収入				
前受金収入				
授業料前受金収入				
入学金前受金収入				
実験実習料前受金収入				
施設設備資金前受金収入				
(何)				
その他の収入				
第2号基本金引当特定資産取崩収入				
第3号基本金引当特定資産取崩収入				
(何)引当特定資産取崩収入				
前期末未収入金収入				
貸付金回収収入				
預り金受入収入				
(何)				
資金収入調整勘定				
期末未収入金				
前期末前受金				
(何)				
前年度繰越支払資金				
収入の部合計				

支 出 の 部				
科	目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
人件費支出				
	教員人件費支出			
	職員人件費支出			
	役員報酬支出			
	退職金支出			
	(何)			
教育研究経費支出				
	消耗品費支出			
	光熱水費支出			
	旅費交通費支出			
	奨学費支出			
	(何)			
管理経費支出				
	消耗品費支出			
	光熱水費支出			
	旅費交通費支出			
	(何)			
借入金等利息支出				
	借入金利息支出			
	学校債利息支出			
借入金等返済支出				
	借入金返済支出			
	学校債返済支出			
施設関係支出				
	土地支出			
	建物支出			
	構築物支出			
	建設仮勘定支出			
	(何)			
設備関係支出				
	教育研究用機器備品支出			
	管理用機器備品支出			
	図書支出			
	車両支出			
	ソフトウェア支出			
	(何)			
資産運用支出				
	有価証券購入支出			
	第2号基本金引当特定資産繰入支出			
	第3号基本金引当特定資産繰入支出			
	(何)引当特定資産繰入支出			
	収益事業元入金支出			
	(何)			
その他の支出				
	貸付金支払支出			
	手形債務支払支出			
	前期末未払金支払支出			
	預り金支払支出			
	前払金支払支出			
	(何)			
【予備費】				
資金支出調整勘定				
	期末未払金			
	前期末前払金			
	(何)			
翌年度繰越支払資金				
支出の部合計				

活動区分資金収支計算書

年月日から
年月日まで

(単位:円)

		科目	金額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
	支出	付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計 (1)	
		人件費支出	
教育活動資金収支差額 (5) = (3) + (4)	教育研究経費支出		
	管理経費支出		
	教育活動資金支出計 (2)		
	差引 (3) = (1) - (2)		
	調整勘定 (4)		
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
	支出	(何)	
		施設整備等活動資金収入計 (6)	
		施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
施設整備等活動資金収支差額 (10) = (8) + (9)	(何)引当特定資産繰入支出		
	(何)		
	施設整備等活動資金支出計 (7)		
	差引 (8) = (6) - (7)		
	調整勘定等 (9)		
小計 (11) = (5) + (10)			
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
	支出	小計	
		受取利息・配当金収入	
		収益事業収入	
		(何)	
		その他の活動資金収入計 (12)	
その他の活動資金収支差額 (16) = (14) - (15)	借入金等返済支出		
	有価証券購入支出		
	第3号基本金引当特定資産繰入支出		
	(何)引当特定資産繰入支出		
	収益事業元入金支出		
支払資金の増減額 (17) = (11) + (16)	(何)		
	小計		
	借入金等利息支出		
	(何)		
	その他の活動資金支出計 (13)		
差引 (14) = (12) - (13)			
調整勘定等 (15)			
支払資金の増減額 (17) = (11) + (16)			
前年度繰越支払資金 (18)			
翌年度繰越支払資金 (19) = (17) + (18)			

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:円)

科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		(何)		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		
		(何)		
		寄付金		
		特別寄付金		
		一般寄付金		
		現物寄付		
		経常費等補助金		
		国庫補助金		
		地方公共団体補助金		
		(何)		
		付随事業収入		
		補助活動収入		
		附属事業収入		
		受託事業収入		
		(何)		
		雑収入		
		施設設備利用料		
		廃品売却収入		
(何)				
教育活動収入計(1)				
事業活動支出の部	教育活動支出	人件費		
		教員人件費		
		職員人件費		
		役員報酬		
		退職給与引当金繰入額		
		退職金		
		(何)		
		教育研究経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		奨学費		
		減価償却額		
		(何)		
		管理経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		減価償却額		
		(何)		
		徴収不能額等		
		徴収不能引当金繰入額		
		徴収不能額		
		教育活動支出計(2)		
		教育活動収支差額(3) = (1) - (2)		

事業活動収入の部	受取利息・配当金				
	第3号基本金引当特定資産運用収入				
	その他の受取利息・配当金				
	その他の教育活動外収入				
	収益事業収入				
	(何)				
	その他の教育活動外収入(4)				
	借入金等利息				
	借入金利息				
	学校債利息				
事業活動支出の部	その他の教育活動外支出				
	(何)				
	教育活動外支出計(5)				
	教育活動外収支差額(6) = (4) - (5)				
経常収支差額(7) = (3) + (6)					
特別収支の部	収入	資産売却差額			
		(何)			
		その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
	特別収入計(8)				
	支出	資産処分差額			
		(何)			
		その他の特別支出			
		災害損失			
		過年度修正額			
		(何)			
	特別支出計(9)				
	特別収支差額(10) = (8) - (9)				
【予備費】(11)					
基本金組入前当年度収支差額(12) = (7) + (10) - (11)					
基本金組入額合計(13)					
当年度収支差額(14) = (12) + (13)					
前年度繰越収支差額(15)					
基本金取崩額(16)					
翌年度繰越収支差額(17) = (14) + (15) + (16)					
(参考)					
事業活動収入計(18) = (1) + (4) + (8)					
事業活動支出計(19) = (2) + (5) + (9)					

貸借対照表
年月日

(単位 円)

資産の部			
科目	当年度末	前年度末	増減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			
負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	当年度末	前年度末	増減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

…外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和××年××月××日文科部科学省令第××号）に基づき、計算書類の様式を変更した。

3. 減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 徴収不能引当金の合計額 ×××円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 ×××円

建物 ×××円

定期預金 ×××円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 ×××円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ×××円

資金

現金預金 ×××円

有価証券(※1) ×××円

〇〇特定資産(※2) ×××円

計 ×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、令和〇〇年度から令和〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

8. セグメント（部門別）情報

科 目	部 門					
	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等 専門学校	幼稚園・小学 校・中学校・高 等学校・専門 学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

- (注) 1. セグメント情報は拠点区分別（設置学校・附属施設別）の収支情報内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。
2. 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「〇〇大学」「〇〇短期大学」「〇〇高等専門学校」「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等」「病院」「その他」に区分している。「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等」には、附属幼稚園、・・・を含んでいる。「その他」には、〇〇部門、△△研究所、学校法人部門を含んでいる。
3. 収入又は支出の各セグメントへの主な計上方法は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文部省管理局长通知）に記載の計上方法を採用している。

9. 重要な偶発債務

下記について債務保証を行っている。

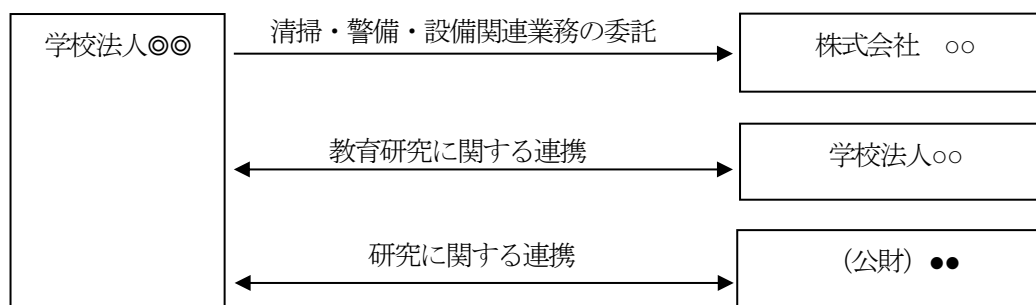
教職員の住宅資金借入	×××円
役員の銀行借入金	×××円
A学校法人（姉妹校）の銀行借入金	×××円
B社（食堂業者）の銀行借入金	×××円
理事（又は監事）が取締役であるC社の銀行借入金	×××円

10. 子法人に係る事項

①子法人の概要

子法人の名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	議決権の所有割合	役員の兼任等	出資割合が総出資額の2分の1以上	関連当事者	学校法人間の財務取引
株式会社 ○○		××円	平成×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%	××%	兼任 ○人 代表取締役社長(理事) 取締役(元理事) 監査役(理事)	○	○	
学校法人 ○○	教育 研究 事業	-	-	-	兼任 ○人 理事長(理事) 理事(理事) 監事(理事)	-	○	○
(公財) ●●	●● 事業	-	-	-				

② 当学校法人と子法人の取引の関連図



③ 子法人との取引の状況

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社○○	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受入配当金	××円	-	-
	受入寄附金	××円	-	-
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
学校法人○○	資金の貸付	××円	貸付金	××円

④ 子法人の債務に係る保証債務

学校法人は子法人について債務保証を行っていない。

11. 学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況は次のとおりである。

① 当該会社の概要

法人名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	子法人	関連当事者
株式会社 ▲▲		××円	平成×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%		

株式会社 〇〇	省略	省略	省略	〇	〇
------------	----	----	----	---	---

② 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額

法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社▲▲	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受入配当金	××円	—	—
	受入寄附金	××円	—	—
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
株式会社〇〇	省略			

12. 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	子法人	出資割合が総出資額の2分の1以上	学校法人間の財務取引
						役員の兼任等	事業上の関係							
関係法人	株式会社〇〇	東京都××区	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	〇	〇	
関係法人	学校法人〇〇	東京都〇〇区	—	省略	—	省略	省略	省略	省略	省略	省略	〇		〇
理事	鈴木一郎	—	—	A社代表取締役	—	—	—	資金の貸付	××	貸付金	××			
理事長××が議決権の過半数を有している会社	B社	東京都××区	××	不動産の賃貸及び管理他	×%	兼任1人	不動産の賃貸借契約の締結	家賃の支払	××	敷金	××			
理事	田中二郎	—	—	—	—	—	—	無償の土地使用	0	—	0			

(注) 貸付金については、市場金利を勘案して貸付金利を合理的に決定している。

13. 学校法人間の財務取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	子法人	関連当事者
学校法人〇〇	省略	省略	省略	省略	省略	〇	〇
●●学園	大阪府〇〇市	債務保証	×××		×××		

14. 後発事象

令和××年5月×日、〇〇高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

	(損害額)	(契約保険金額)
建物	××円	××円
構築物	××円	××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	×××
株式	(××)	(××)	(××)
投資信託	×××	×××	△×××
その他	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位 円)

対 象 物	種 類	当年度 (平成××年3月31日)			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合 計		×××	×××	××	××

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっている。

金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

(3) 主な外貨建資産・負債

(単位 円)

科 目	外貨建	貸借対照表計上額	年度末日の為替相場による円換算額	換算差額
その他の固定資産 (定期預金)	米ドル ××	××	××	△××
長期借入金	ユーロ ××	××	××	××

(4) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
その他の機器備品	××円	××円
車 輜	××円	××円

② 平成21年3月31日以前に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円

その他の機器備品	××円	××円
車 輛	××円	××円

(5) 純額で表示した補助活動に係る収支
 純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
人件費支出	×××	補助活動収入 (売上高)	×××
管理経費支出 (経費支出)	×××	受取利息・配当金収入	×××
借入金等利息支出	××	雑収入	××
計	×××	計	×××
純 額			××

固 定 資 産 明 細 書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科 目		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の 累計額	差引期末 残高	摘要
有形 固定 資産	土地							
	建物							
	構築物							
	教育研究用機器備品							
	管理用機器備品							
	図書							
	車両							
	建設仮勘定							
	(何)							
	計							
特定 資産	第2号基本金引当特定資産							
	第3号基本金引当特定資産							
	(何)引当特定資産							
		計						
その 他の 固定 資産	借地権							
	電話加入権							
	施設利用権							
	ソフトウェア							
	有価証券							
	収益事業元入金							
	長期貸付金							
	(何)							
	計							
合 計								

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

借 入 金 明 細 書

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(単位 円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期 借 入 金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	計						
短期 借 入 金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	小 計						
	返済期限が1年以内 の長期借入金						
	計						
合 計							

(注)1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

基 本 金 明 細 書

年 月 日 から
年 月 日まで

(単位 円)

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
1. 土地				
2. 建物				
(何)				
計				
当期取崩対象額				
1. 土地	△	△		
2. 建物	△	△		
(何)	△	△		
計	△	△		
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期組入対象額				
(何)	—		—	
計	—		—	
当期取崩対象額				
(何)	—	△	—	
計	—	△	—	
当期組入額(又は当期取崩額)	—		—	
当期末残高	—		—	
第3号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期組入対象額				
(何)	—		—	
計	—		—	
当期取崩対象額				
(何)	—	△	—	
計	—	△	—	
当期組入額(又は当期取崩額)	—		—	
当期末残高	—		—	

第4号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
当期取崩対象額	△	△		
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
合計				
前期繰越高	—			
当期組入額	—			
当期取崩額	—	△		
当期末残高	—			

(注) 1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。

2 当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第1号基本金については、資産の種類により一括して記載する。

3 要組入高の欄には、第1号基本金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第4号基本金にあつては第30条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。

4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考 第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画集計表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
1	(何)	
2		
	計	

第3号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定資産運用収入	第3号基本金当期末残高
1	(何)		
2			
	計		

財 産 目 録

年 月 日現在

(単位 円)

科 目	年 度 末		
一 資産額			
(一)基本財産			
1 土地(団地)			
校地	〇〇	m ²	円
2 建物			
(1) 校舎	〇〇	m ²	円
3 図書	〇〇	冊	円
4 教具・校具・備品	〇〇	点	円
.....			円
(二)運用財産			
1 預金、現金			円
現金			円
普通預金			円
2 積立金			円
3 有価証券			円
利付国債			円
.....			円
(三)収益事業会計資産			
.....			円
合 計			円
二 負債額			
(一) 固定負債			
1 長期借入金			円
.....			円
2 学校債			円
3 未払金			円
4 退職給与引当金			円
.....			円
(二) 流動負債			
1 短期借入金			円
2 前受金			円
3 未払金			円
.....			円
(三) 収益事業会計負債			
.....			円
合 計			円

(注) (1)基本財産: 学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
(2)運用財産: 学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産
(3)収益事業会計資産: 収益を目的とする事業に必要な財産(収益事業会計の貸借対照表の「資産の部」に計上する資産)
(4)収益事業会計負債: 収益を目的とする事業に必要な負債(収益事業会計の貸借対照表の「負債の部」に計上する負債)

セグメント情報について

学校法人会計基準在り方に関する検討会
第8回 資料1-1 一部加筆修正

- セグメント情報は、以下の区分・配分基準で開示を進めることで合意（第6回検討会 2023/10/20 開催）。

区分

【区分ア】

当分の間、選択可能 【区分イ】（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）

配分基準

原則：「経済実態をより適正に表す配分基準」（新基準） ← 新規策定
（技術的課題あり、検討に1年程度必要）

例外：現行の「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準） ← 現存はこちらのみ

- 今後の対応関係は、以下の通り。

A 当分の間
（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）

	区分		配分基準
	【区分ア】	+	現行基準
選択可能	【区分イ】	+	現行基準

B 「経済実態をより適切に表す配分基準」
策定後

	区分		配分基準
原則	【区分ア】	+	新基準
例外	【区分ア】	+	現行基準

セグメント情報の開示イメージ（区分）

学校法人会計基準在り方に関する検討会
第8回 資料1-1 一部加筆修正

【区分ア】 原則的な集約可能範囲

部 門 科 目	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等専 門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【区分イ】 例外的な集約可能範囲

※病院は「大学・短大・高専」に含む

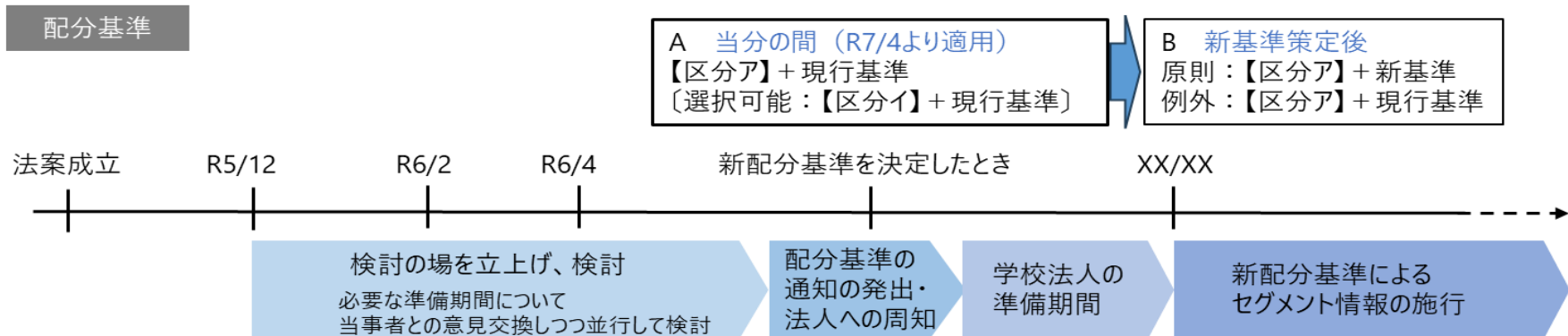
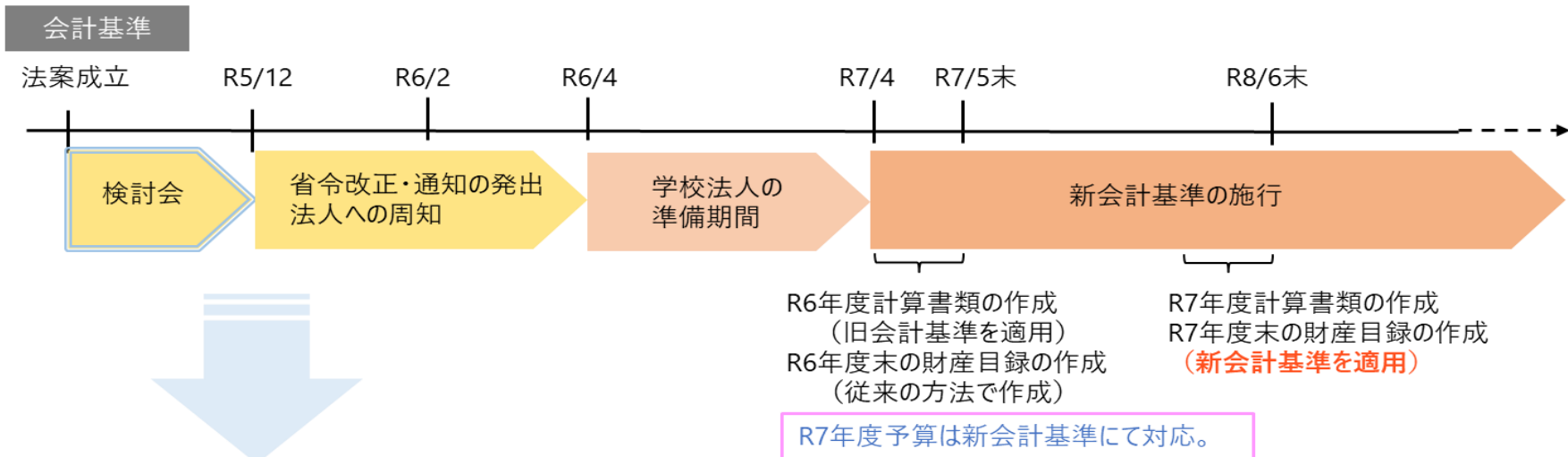
部 門 科 目	大学・短大・高 専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	その他
教育活動収入計			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
特別収支差額			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	△
当年度収支差額			

- ・当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合のみ選択可能
- ・原則的な配分基準の検討にかかる期間を限度として、【区分ア】に移行

学校法人会計基準改正とセグメント配分基準の検討スケジュール

学校法人会計基準在り方に関する検討会
第8回 資料1-1 一部加筆修正

スケジュール（イメージ）



学校法人会計基準の在り方に関する検討会について

令和5年5月18日

高等教育局長決定

1. 趣旨

現行の学校法人会計基準は、国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての基準として、文部科学大臣が定めたものである。

今般の私立学校法の改正により、学校法人会計基準の根拠が、私立学校振興助成法から私立学校法に移ることを受け、その改正の在り方について、有識者の協力を得て検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 私立学校法に基づく財務報告の目的及び財務情報の利用者について
- (2) 計算書類の体系及び内容について
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて委員の追加を行い、また、委員以外の有識者を本検討会に参画させることができる。

4. 実施時期

この検討会の時期は令和5年6月から令和6年3月までとする。

5. その他

この検討会に関する庶務は、高等教育局私学部参事官付において行う。

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 委員

- 稲垣 正人 日本公認会計士協会常務理事
- 内野 光裕 学校法人内野学園理事長
- 奥村 陽一 学校法人立命館常務理事
- 黒川 行治 慶應義塾大学名誉教授・産業経理協会会長
- 嵯峨 実允 学校法人藤華学院理事長
- 佐野 慶子 公認会計士
- 志賀 啓一 学校法人志學館学園理事長・学長
- 徳田 守 学校法人金沢工業大学常任理事・法人本部財務部長
- 南部 浩士 学校法人田園調布雙葉学園理事長
- 西岡 佳津子 (株) 日立製作所人財統括本部研開人事総務本部長
- 前鼻 英蔵 学校法人西野学園理事長
- 持丸 宏治 (株) 三井住友銀行法人戦略部上席部長代理
- (五十音順、敬称略)

<オブザーバー>

- 小林 一之 日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター長
- 藤井 徹 愛知県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長
- (五十音順、敬称略)

審議経過

- 第1回 令和5年6月8日
学校法人会計基準の在り方に関する検討会について
私立学校法の改正について
学校法人会計基準の改正の方向性等について
財務情報に関する基本的な考え方について
- 第2回 令和5年6月27日
計算書類の体系について
セグメント情報の在り方について①
- 第3回 令和5年7月14日
セグメント情報の在り方について②
附属明細書の内容について①
- 第4回 令和5年8月29日
附属明細書の内容について②
注記事項の充実について①
- 第5回 令和5年9月26日
セグメント情報の在り方について③
附属明細書の内容について③
- 第6回 令和5年10月20日
セグメント情報の在り方について④
附属明細書の内容について④
財産目録の内容について
会計基準の特例について①

第7回 令和5年11月21日

会計基準の特例について②

私立学校法監査の範囲について① (注)

助成法に基づく書類提出・監査の範囲について① (注)

注記事項について (子法人注記) ①

第8回 令和5年11月30日

セグメント情報の検討まとめ・配分基準の検討スケジュールについて

注記事項について (子法人注記) ②

全体のまとめ①

私立学校法監査の範囲について② (注)

助成法に基づく書類提出・監査の範囲について② (注)

第9回 令和5年12月20日

全体まとめ②

学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループについて

(注) 学校法人会計基準に直接関係するものではなく、私立学校法施行規則や私立学校振興助成法施行規則で定める予定の内容だが、決算作業に影響する部分のため報告事項として取り上げた。したがって、本報告書では触れていない。